

○訓練手当支給規則

昭和41年9月2日規則第38号

改正

昭和42年6月2日規則第17号

昭和43年1月30日規則第3号

昭和43年5月4日規則第23号

昭和44年5月16日規則第16号

昭和44年9月16日規則第30号

昭和44年12月12日規則第45号

昭和45年2月27日規則第3号

昭和45年5月19日規則第28号

昭和46年6月4日規則第17号

昭和46年7月20日規則第19号

昭和46年8月10日規則第33号

昭和46年12月10日規則第48号

昭和47年5月31日規則第28号の2

昭和48年5月2日規則第29号

昭和48年9月21日規則第46号

昭和49年7月2日規則第32号

昭和50年4月1日規則第10号

昭和50年8月7日規則第24号

昭和51年3月16日規則第4号

昭和51年7月6日規則第31号

昭和51年11月19日規則第59号

昭和51年12月26日規則第63号

昭和52年7月12日規則第28号

昭和52年9月13日規則第34号

昭和53年6月6日規則第32号

昭和53年7月4日規則第37号

昭和54年5月18日規則第19号

昭和55年6月6日規則第21号
昭和56年5月8日規則第22号
昭和56年10月2日規則第38号
昭和57年5月25日規則第32号
昭和58年5月27日規則第31号
昭和59年6月1日規則第28号
昭和60年6月1日規則第25号
昭和61年5月14日規則第30号
昭和62年5月29日規則第36号
昭和63年6月17日規則第26号
昭和63年8月19日規則第41号
平成元年7月25日規則第44号
平成2年8月31日規則第38号
平成3年7月30日規則第28号
平成4年10月6日規則第28号
平成5年10月21日規則第44号
平成6年10月5日規則第45号
平成7年7月27日規則第45号
平成8年7月15日規則第36号
平成9年6月5日規則第47号
平成10年6月15日規則第55号
平成11年3月18日規則第14号
平成11年6月18日規則第47号
平成12年7月17日規則第115号
平成13年1月5日規則第1号
平成14年3月29日規則第39号
平成14年10月15日規則第71号
平成15年4月1日規則第31号
平成15年5月1日規則第46号
平成16年4月1日規則第26号

平成17年7月11日規則第59号
平成19年12月10日規則第83号
平成20年6月19日規則第44号
平成22年7月20日規則第33号
平成24年7月9日規則第38号
平成25年3月29日規則第18号
平成26年1月14日規則第1号
平成26年9月29日規則第45号
平成27年1月19日規則第2号
平成28年1月12日規則第5号
平成28年3月31日規則第50号
平成29年5月29日規則第30号
平成30年8月9日規則第55号

訓練手当支給規則をここに公布する。

訓練手当支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号の給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 県が支給する法第18条第2号の給付金は、基本手当、技能習得手当（受講手当及び通所手当とする。）及び寄宿手当（以下「訓練手当」という。）とする。

(支給対象者)

第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設で行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）附則第2項に定める日（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則

(昭和52年労働省令第30号) 附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日) までとする。

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号) 第22条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者
- (2) 雇用保険法(昭和49年法律第116号) 第25条第1項に規定する広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定された者
- (3) 激甚な災害を受けた地域において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされたもの
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校(幼稚園、小学校及び特別支援学校(同法第76条第1項の中学部及び同条第2項の高等部を除く。))を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) 第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)
- (5) へき地又は離島に居住している者
- (6) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下この条において「省令」という。) 第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号) 第2条第4号に規定する知的障害者であって、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者のうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。))を扶養しているもののうち当

該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（省令第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。）

(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同項第2号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

(11) 次のア又はイに該当する者として厚生労働大臣による自立支度金の支給決定通知書又は厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書を有する者及びこれらに準ずる者として都道府県援護主管課（部）長により証明された者であつて、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第6条第1項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるもの

(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同号の帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

(13) 省令附則第2条第1項第2号に定める者

(14) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第4条第1項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第3条の2の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者

(15) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。以下「本四連絡橋特別措置法」という。）第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和56年労働省令第38号）第1条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けている者

(16) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第1項第4号に規定する行為を行う事業の事業主であって、本四連絡橋特別措置法第2条第1号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止（以下この号において「事業規模の縮小等」という。）を余儀なくされたもの（当該事業規模の縮小等の実施について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に限る。）に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で省令第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は県内に所在する公共職業安定所の長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付（省令第2条第2項第1号から第8号の4までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1) 雇用保険法第16条の規定による基本手当又は同法第37条の規定による傷病手当

(2) 雇用保険法第48条の規定による日雇労働求職者給付金

(3) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条の規定による退職手当

(4) 前3号に相当する手当であつて、地方公共団体が支給するもの

4 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者（同法第41条第1項に該当する場合を除く。）が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して40日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

（基本手当）

第4条 基本手当は、支給対象者が公共職業訓練、職場適応訓練又は認定職業訓練（以下「職業訓練」という。）を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が疾病又は負傷によ

り引き続き14日を超えて職業訓練を受けることができなかつた場合は当該14日を超える期間、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず職業訓練を受けなかつた場合は当該職業訓練を受けなかつた期間については、支給しない。

2 基本手当の日額は、次の各号に掲げる級地区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
この場合において、支給対象者が居住する地域の級地区分は、その者が宮崎市に居住するときは2級地と、その者が宮崎市以外の県内の市町村に居住するときは3級地と、その者が県外に居住するときは当該地域を管轄する都道府県の定める当該地域の級地区分又は級地に相当する区分によるものとする。

(1) 1級地 4,310円

(2) 2級地 3,930円

(3) 3級地 3,530円

3 前項の規定にかかわらず、20歳未満である者に対して支給する基本手当の日額は、3,530円とする。

(技能習得手当)

第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて40日分を限度として支給する。

2 受講手当の日額は、500円とする。

3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号のいずれかに該当する支給対象者に対して支給する。

(1) 支給対象者の住所又は居所から職業訓練を行う施設への通所（以下「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に該当する者を除く。）

(2) 通所のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に該当する者を除く。）

(3) 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困

難な者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは、4万2,500円とする。
 - (1) 前項第1号に該当する者 次項及び第6項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
 - (2) 前項第2号に該当する者 自動車等の使用距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円(宮崎市以外の市町村に居住する者であつて、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものにあつては8,010円)
 - (3) 前項第3号に該当する者(交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。)のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上であるもの及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難であるもの 第1号に掲げる額と前号に掲げる額との合計額
 - (4) 前項第3号に該当する者のうち、運賃等相当額が第2号に掲げる額以上であるもの(前号に掲げる者を除く。) 第1号に掲げる額
 - (5) 前項第3号に該当する者のうち、運賃等相当額が第2号に掲げる額未満であるもの(第3号に掲げる者を除く。) 第2号に掲げる額
- 5 運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃等の額によって行うものとする。
- 6 運賃等相当額は、次の各号による額の総額とする。
 - (1) 交通機関等が定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下同じ。)を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間1箇月の定期乗車券(等級区分があるときは、最低の等級による。)の価額
 - (2) 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通所21回分の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの
- 7 第4条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額は、第4項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

(寄宿手当)

第6条 寄宿手当は、支給対象者が職業訓練を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出はしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居して寄宿する期間の日数に応じて支給する。

2 寄宿手当の月額、1万700円とする。ただし、次の各号に掲げる日のある月の寄宿手当の月額は、その日数のその月の現日数に占める割合を1万700円に乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 同居の親族と別居して寄宿していない日

(2) 第4条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日

(調整)

第7条 支給対象者が、同一の事由により雇用保険法の規定による失業給付その他法令又は条例の規定による訓練手当に相当する給付の支給を受けることができる場合には、当該支給事由によっては、訓練手当は支給しないものとする。

(支給制限)

第8条 訓練手当は、支給対象者が偽りその他不正の行為により法第18条の職業転換給付金その他法令の規定によるこれに相当する給付の支給を受け、又は受けようとしたときは支給しないことができる。

(受給資格の申請及び認定等)

第9条 訓練手当の支給を受けようとする者は、県内で公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（別記様式第1号）を、県内で認定職業訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（認定職業訓練用）（別記様式第2号）を、県外で公共職業訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（宮崎県出身者用）（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。この場合において、公共職業訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

2 知事は、前項の訓練手当受給資格認定申請書、訓練手当受給資格認定申請書（認定職業訓練用）又は訓練手当受給資格認定申請書（宮崎県出身者用）（以下これらを「認定申請書」という。）を提出した者について、受給資格を有するものと認定したときは、訓練手当受給資格認定書（別記様式第4号）（以下「受給資格認定書」という。）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。

3 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があった場合は、速やかに、知事に届け出るとともに前項の受給資格認定書を提出しなければならない。この場合において、公共職業

訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

- 4 知事は、前項の届出があつた場合には、その届出に係る事実を確認し、受給資格認定書に必要な改訂を行なつたうえ、これを当該支給対象者に返付するものとする。

(訓練手当の支給)

第10条 前条第2項の規定により受給資格を有すると認定された者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、前月分の訓練手当について毎月5日までに(12月分のうち12月17日までの訓練手当については12月20日までに、職業訓練を修了した者の訓練終了日の属する月の訓練手当については速やかに)、公共職業訓練又は職場適応訓練を受けている者にあつては訓練手当支給申請書(別記様式第5号)を、認定職業訓練を受けている者にあつては訓練手当支給申請書(認定職業訓練用)(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。この場合において、公共職業訓練又は認定職業訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練又は認定職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

第11条 訓練手当は、毎月15日までに(12月分のうち12月17日までの訓練手当については12月28日までに、職業訓練を終了した者の訓練終了日の属する月の訓練手当については速やかに)支給するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、訓練手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年7月21日から適用する。
- 2 訓練手当等支給規則(昭和38年宮崎県規則第54号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の適用される日の前日において、旧規則に基づき訓練手当等の支給を受けることができる者のこの規則の適用については、この規則の適用される日において、この規則による訓練手当の受給資格の認定を受けたものとみなす。
- 4 旧規則に基づく訓練手当等のうち、未支給のものの支給についてはなお、従前の例による。

附 則(昭和42年6月2日規則第17号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 昭和42年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例

による。

- 3 昭和42年4月1日前に職業訓練を開始した支給対象者に係るこの規則による改正後の第6条第3項から第7項までの規定により計算した通所手当の月額が1,000円に満たないときは、これを1,000円とする。

附 則（昭和43年1月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年9月20日から適用する。

附 則（昭和43年5月4日規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 昭和43年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年5月16日規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 昭和44年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年9月16日規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。
- 2 昭和44年6月以前の月分の通所手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年12月12日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。
- 2 昭和44年9月30日に奨励金の支給を受けている者に係る昭和44年10月1日以降の奨励金の支給については、職種の名称及びその区分に関して、なお従前の例による。

附 則（昭和45年2月27日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の訓練手当等支給規則第5条の規定は、昭和45年1月1日から適用する。
- 3 昭和45年1月1日前の職業訓練を受けた日に係る扶養手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年5月19日規則第28号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の訓練手当等支給規則の規定（第3条第3号を除く。）は、昭和45年4月1日から適用する。
- 2 昭和45年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例

による。

附 則（昭和46年6月4日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
- 2 昭和46年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年7月20日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年8月10日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月10日規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。
- 2 昭和46年10月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年5月31日規則第28号の2）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年5月11日規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 昭和48年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年9月21日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月2日規則第32号）

改正

平成26年1月14日規則第1号

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当等支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和49年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当等支給規則の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払いとみなす。

附 則 (昭和50年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年8月7日規則第24号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和50年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当等支給規則の規定に基づいて、昭和50年4月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当等は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払いとみなす。

附 則 (昭和51年3月16日規則第4号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和50年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和50年10月1日(以下「適用日」という。)前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の前日に通所手当の支給を受けていた者であって、宮崎市に居住していたものに係る通所手当の支給については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 4 支給対象者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、適用日以後に職

業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（昭和51年7月6日規則第31号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和51年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（訓練手当の内払）

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和51年4月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（昭和51年11月19日規則第59号）

改正

昭和56年5月8日規則第22号

昭和56年10月2日規則第38号

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和51年6月28日から適用する。

附 則（昭和51年12月26日規則第63号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項の規定は、昭和51年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 昭和51年10月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（訓練手当の内払）

- 4 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和51年10月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当

は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（昭和52年7月12日規則第28号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第6項の規定は、昭和52年4月1日から、改正後の規則第3条第1項第8号の規定は、同月18日から適用する。

（経過措置）

- 3 昭和52年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（訓練手当の内払）

- 4 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規定による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和52年4月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（昭和52年9月13日規則第34号）

改正

平成26年1月14日規則第1号

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、昭和52年7月1日から適用する。

附 則（昭和53年6月6日規則第32号）

改正

昭和55年6月6日規則第21号

平成26年1月14日規則第1号

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、昭和53年1月2日から適用する。

附 則（昭和53年7月4日規則第37号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和53年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和53年4月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和54年5月18日規則第19号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和54年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和54年4月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和55年6月6日規則第21号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和55年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和55年4月1日以後に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和56年5月8日規則第22号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の訓練手当支給規則（以下「改

正後の規則」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和56年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者は、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和56年4月1日以降に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和56年10月2日規則第38号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の訓練手当支給規則第3条第1項第9号、第10号及び第11号の規定は、昭和56年6月8日から適用する。

附 則 (昭和57年5月25日規則第32号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和57年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和57年4月1日以降に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和58年5月27日規則第31号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和58年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例に

よる。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和58年4月1日以降に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和59年6月1日規則第28号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和59年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和59年4月1日以降に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和60年6月1日規則第25号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和60年4月1日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和60年4月1日以降に職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和61年5月14日規則第30号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後

の規則」という。)の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和61年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和61年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和62年5月29日規則第36号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和62年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和62年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (昭和63年6月17日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和63年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和63年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（昭和63年 8 月19日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 7 月25日規則第44号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成元年 4 月 1 日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（訓練手当の内払）

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成元年 4 月 1 日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（平成 2 年 8 月31日規則第38号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 2 年 4 月 1 日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（訓練手当の内払）

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成 2 年 4 月 1 日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（平成 3 年 7 月30日規則第28号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 3 年 4 月 1 日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例に

よる。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成3年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (平成4年10月6日規則第28号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成4年4月1日以前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成4年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (平成5年10月21日規則第44号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成5年4月1日以前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成5年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (平成6年10月5日規則第45号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後

の規則」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成6年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成6年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (平成7年7月27日規則第45号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成7年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成7年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (平成8年7月15日規則第36号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条第2項及び第3項の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成8年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成8年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の訓練手当支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（平成9年6月5日規則第47号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条第2項及び第3項並びに第6条第2項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成9年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（訓練手当の内払）

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成9年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の訓練手当支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（平成10年6月15日規則第55号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条第2項及び第3項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成10年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（訓練手当の内払）

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成10年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の訓練手当支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則（平成11年3月18日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月18日規則第47号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条第2項及び第3項、第5条第2項並びに第6条第2項の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成11年4月1日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例に

よる。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成11年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、改正後の訓練手当支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (平成12年7月17日規則第115号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項及び第3項並びに第5条第8項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

(訓練手当の内払)

- 3 訓練手当の支給を受けることができる者が、この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成12年4月1日以降の職業訓練を受けた日に係る分として支給を受けた訓練手当は、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

附 則 (平成13年1月5日規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年10月15日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年5月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年7月11日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月10日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月19日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月20日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月9日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以降に開始する職業訓練について適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成25年3月1日から適用する。

附 則（平成26年1月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日規則第45号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年1月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月12日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第50号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月9日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則別表の規定は、平成30年7月1日から適用する。

別表（第3条関係）

- 1 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。）が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 1上肢のすべての指を欠くもの
- 10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- 16 精神又は神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- 17 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

別記

様式第1号（第9条関係）

(表)

訓練手当受給資格認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者氏名 ㊟

訓練手当の支給を受けたいので、下記により申請します。

(申請者本人の記入欄)

氏 名		生年月日				性別		
住所又は居所								
家族の状況								
氏 名	申請者との続柄	年齢	職 業	扶養の有・無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所		
			有・無	有・無	同居・別居			
			有・無	有・無	同居・別居			
			有・無	有・無	同居・別居			
			有・無	有・無	同居・別居			
			有・無	有・無	同居・別居			
			有・無	有・無	同居・別居			
寄宿の事実				寄宿開始年月日				
寄宿前の住所又は居所								
通所の開始年月日								
通所の方法								
順路	通所方法の別	区 間		距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等の種類	乗車券等の額	備 考
1		住居から (経由) まで		・ km	時間 分		円	
2		から (経由) まで		・ km	時間 分		円	
3		から (経由) まで		・ km	時間 分		円	
4		から (経由) まで		・ km	時間 分		円	
5		から (経由) まで		・ km	時間 分		円	
総通所距離 (概算)		総所要時間 (概算)			平均1か月間の運賃等の負担額			

(裏)

(申請者本人の記入欄)

通所経路略図 (経路朱線)	他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	(通所方法の記入の仕方) 1 通常行っている通所の方法のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、JR〇〇線の別を記入してください。 3 「乗車券等の種類」欄には、1か月定期、10枚綴り回数券、優待乗車券等の別を記入してください。 4 「乗車券等の額」欄には、1か月定期の額、10枚綴り回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入してください。
---------------	------------------------	---

(職業能力開発を行う施設の長又は公共職業安定所長の記入欄)

申請する手当の種類	基本手当	技能習得手当のうち 受講手当	寄宿手当		
訓練の別	公共職業訓練・職場適応訓練				
訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日				
訓練科					
訓練受講 指示の根拠	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条 第2項(第 号)				
雇用保険手当等受給資格の有無	有 ・ 無				
種類	ア 雇用保険基本手当又は傷病手当	イ 雇用保険日雇用 労働求職者給付	ウ 船員失業保険金	エ 国家公務員等失業者退職手当	オ ア～ウに相当する 地方公共団体が支給する給付
有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
金額	円	円	円	円	円
受給期間					
通所手当	該当 <input type="checkbox"/> → 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> → 理由 :				
算定の基礎となる交通機関等					
順路	交通機関等の名称	利用区間	定期券・回数券その他の別	1か月の運賃等の額	
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
1か月の運賃等の額				円	

上記のとおり進達します。

年 月 日

職業能力開発を行う施設名又は公共職業安定所名

(職業能力開発を行う施設の長又は公共職業安定所長の職氏名)

印

- (注意) 1 申請者本人の記入欄は、必要な事項を記入し、又は該当する箇所には○印を付けてください。
2 家族の状況については、市町村長の証明書を求めることがあります。
3 職業能力開発を行う施設の長又は公共職業安定所長の記入欄は、記入しないでください。
4 公共職業安定所長の確認及び署名は、職場適応訓練該当者のみです。

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

（表）

訓練手当受給資格認定申請書（認定職業訓練用）							
							年 月 日
宮崎県知事 殿				申請者氏名 ㊟			
訓練手当の支給を受けたいので、下記により申請します。							
（申請者本人の記入欄）							
氏 名			生年月日			性別	
			年 月 日（満 歳）			男・女	
住所又は居所					電話番号		
家族の状況							
氏 名	申請者との続柄	年齢	職 業	扶養の有・無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
寄宿の事実				寄宿開始年月日			
寄宿前の住所又は居所							
通所の開始年月日							
通所の方法							
順路	通所方法の別	区 間	距離（概算）	所要時間（概算）	乗車券等の種類	乗車券等の額	備 考
1		住居から（ 経由） まで	・ km	時間 分		円	
2		から（ 経由） まで	・ km	時間 分		円	
3		から（ 経由） まで	・ km	時間 分		円	
4		から（ 経由） まで	・ km	時間 分		円	
5		から（ 経由） まで	・ km	時間 分		円	
総通所距離（概算）		総所要時間（概算）		平均1か月間の運賃等の負担額			
km		時間 分		円			

(裏)

(申請者本人の記入欄)

通所経路略図 (経路朱線)	他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	(通所方法の記入の仕方) 1 通常行っている通所の方法のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、JR〇〇線等の別を記入してください。 3 「乗車券等の種類」欄には、1か月定期、10枚綴り回数券、優待乗車券等の別を記入してください。 4 「乗車券等の額」欄には、1か月定期の額、10枚綴り回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入してください。
---------------	------------------------	--

(県の記入欄)

申請する手当の種類	基本手当	技能習得手当のうち 受講手当		寄宿手当	
訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日				
訓練科					
訓練受講指示の根拠	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項(第 号)				
雇用保険手当等受給資格の有無	有 ・ 無				
種類	ア 雇用保険基本手当又は傷病手当	イ 雇用保険日雇用労働求職者給付	ウ 船員失業保険金	エ 国家公務員等失業者退職手当	オ ア〜ウに相当する地方公共団体が支給する給付
有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
金額	円	円	円	円	円
受給期間					
通所手当	該当 <input type="checkbox"/> → 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> → 理由 :				
算定の基礎となる交通機関等					
順路	交通機関等の名称	利用区間	定期券・回数券その他の別	1か月の運賃等の額	
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
1か月の運賃等の額				円	

- (注意) 1 申請者本人の記入欄は、必要な事項を記入し、又は該当する箇所に○印を付けてください。
2 家族の状況については、市町村長の証明書を求めることがあります。
3 県の記入欄は、記入しないでください。

様式第3号 (第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書 (宮崎県出身者用)

宮崎県知事 殿

年 月 日

申請者氏名



訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請する手当の種類 (該当するものに○)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
②申請者の状況	ふりがな 氏名	(性別) 男・女	(生年月日) 昭・平 年 月 日生 (満 歳)			
	住所又は居所	(入校前) (入校後)				
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)						
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居しているものの住所又は居所
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
④求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 無・有 (該当するものに○)						
雇用保険求職者手当		船員失業給付金	国家公務員等失業者退職手当	生活保護		
その他 ()						
⑤公共能力開発施設証明欄	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間	自 . . . 至 . . .		
	通所距離 (km)	通所手段(該当するものに○) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他 ()				
	寄宿舎の入居状況 入居(. . .) ・ 入居していない					
	上記の申請者は公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 (施設名称、所在地) 公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 の 長 印					
	⑥出身都道府県処理欄					
(適用区分) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 第 条 項 号 (附則第 条 項 号)						
(類似の手当の受給)		(月 額)	(受給期間) 自	年 月 日		
無・有 ()		円	至	年 月 日		
添付書類	受講指示書写	手帳等の写	通 所 届	入寮許可書等		
	口座振込書	雇用保険、生活保護等				
区 分	日 額 (月 額)	認 定 年 月 日	指定口座			
基 本 手 当			金融機関名			
受 講 手 当			支店名			
通 所 手 当			口座番号			
寄 宿 手 当						

様式第4号（第9条関係）

訓練手当受給資格認定書			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
現住所			
訓練施設名			
訓練科			
手当の種類	金額	備考	
基本手当	日額 円		
受講手当	日額（上限40日分） 円		
通所手当	月額 円		
寄宿手当	月額 円		
受給期間	年 月 日から 年 月 日まで		

上記のとおり認定する。

年 月 日

宮崎県知事

印

- （注意） 1 この認定書は、毎月訓練手当の支給申請を行う際に必要ですから、大切に保管しておいてください。
- 2 住所、氏名、家族の状況その他訓練手当受給資格認定申請書を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかに届出をしてください。
- なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給しようとした場合には、不正があった日以後訓練手当の支給を中止することになります。

様式第5号（第10条関係）

訓練手当支給申請書（ 年 月分）

宮崎県知事 殿

年 月 日

住所

氏名 ㊟

年 月分の訓練手当の支給を次のとおり申請します。

訓練期間	年 月 日～ 年 月 日	
訓練が行われなかった日数	日	
訓練を受けなかった日数	①やむを得ない理由による日数	日
	①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
	②やむを得ない理由がない日数	日
訓練を受けた日数	日	
家族と別居して寄宿していない日数	日	

基本手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
受講手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
通所手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円
寄宿手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円

合計額	当月請求額	保留額
円	円	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職業能力開発を行う施設の長又は公共職業安定所長の職氏名 印

様式第6号 (第10条関係)

訓練手当支給申請書 (認定職業訓練用) (年 月分)

宮崎県知事 殿

年 月 日

住所

氏名



年 月分の訓練手当の支給を次のとおり申請します。

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
訓練が行われなかった日数	日
訓練を受けなかった日数	
①やむを得ない理由による日数	日
①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
②やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数	日
家族と別居して寄宿していない日数	日

基本手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
受講手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
通所手当	日数	日
	月額	円
	金額	円
寄宿手当	日数	日
	月額	円
	金額	円
合計額		円
当月請求額		円
保留額		円

認定職業訓練 (求職者支援訓練) 施設による受講証明									
右のカレンダーに該当する印を付けてください。									
(1)職業訓練が行われなかった日 =印 (取消線)		1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
	(2)職業訓練を受けなかった日 ×印	月	15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28
			29	30	31				

特記事項

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

年 月 日

(認定職業訓練 (求職者支援訓練) の施設の長の職氏名)

